4　裁判所書記官は、第一項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、第一項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（調書の記載要件等）

第四十二条　第三十八条、第三十九条及び前条の調書には、裁判所書記官が取調べ又は処分をした年月日及び場所を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、当該取調べ又は処分をした者（裁判所が取調べ又は処分をしたときは、裁判長。次号において同じ。）が認印すること。

二　前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、当該取調べ又は処分をした者が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

3　前条の調書には、処分をした時をも記載し、又は記録しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　［略］

2　調書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の調書については、第四十一条第二項第一号、第三項及び第四項の規定を準用する。

（公判調書の記録要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～六　略］

七　法第二百八十六条の三第一項の規定により手続をしたこと。

八　法第二百八十八条の二の規定により弁護人が在席したこと。

九　［略］

十　［略］

十一　法第三百十六条の三十四第五項の規定により手続をしたこと。

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　法第二百九十一条第六項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十七～三十　［略］

三十一　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を電磁的記録として記録したこと。

三十二～四十　［略］

［新設］

（調書の記載要件）

第四十二条　第三十八条、第三十九条及び前条の調書には、裁判所書記官が取調又は処分をした年月日及び場所を記載して署名押印し、その取調又は処分をした者が認印しなければならない。但し、裁判所が取調又は処分をしたときは、認印は裁判長がしなければならない。

［新設］

2　前条の調書には、処分をした時をも記載しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　［同上］

2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の調書については、第四十一条第二項第一号及び第三項の規定を準用する。

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　同上］

［新設］

七　［同上］

八　［同上］

［新設］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　法第二百九十一条第五項の機会にした被告人及び弁護人の被告事件についての陳述

十四～二十七　［同上］

二十八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

二十九～三十七　［同上］